

建設工事一般競争入札公告 共通事項

1. 入札及び契約条件

予定価格	事後公表
入札保証金	免除する。(松江市財務規則第 52 条第 1 項ただし書きの規定に該当する場合に限る。)
契約保証金	請負代金額の 100 分の 10 以上 (請負対象額 1,000 万円以上の場合)

2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

入札公告のほか、以下の条件をすべて満たすこと。

（1）一般事項

- ① 令和 7・8 年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ② 公告日から開札日までの間に、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」（平成 17 年 3 月 31 日、松江市告示第 19 号）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、同一の入札に参加する複数の者の関係が下記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- I) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

- II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、I については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- I) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

- i) 株式会社の取締役（代表取締役を含む。）。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

二 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(注:「執行役」と「執行役員」は異なる。)

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であつて、i) から iv) までに掲げる者に準ずる者

II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

I) 複数の法人等を構成員とする組合（共同企業体を含む。）と当該組合の構成員が同一の入札に参加している場合。

II) 上記 1) または 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 低価格入札工事に係る工事成績評定点の条件

下記①又は②のいずれかの工事で低入札価格調査対象工事がある場合は、当該工事の工事成績評定点が 70 点以上であること。

① 令和 7 年度及び令和 8 年度に完成した松江市が発注した工事

② 令和 7 年度に完成した島根県又は国土交通省中国地方整備局が発注した工事

(3) 配置予定技術者

配置予定技術者は、以下の条件をすべて満たす者であること。落札後において、配置予定技術者の専任配置が必要な工事で、専任配置が出来ないことが明らかになったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

専任・非専任	本工事が建設業法施行令第 27 条に該当する場合は、本工事に専任でなければならない。
資格等	配置技術者は、契約日（契約の締結に議会の議決を要する場合は本契約日）時点で配置できる技術者とする。ただし、下記「配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い」に該当する場合を除く。
雇用関係	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は本件工事の競争参加資格確認申請書等提出の日以前 3 ヶ月以上）にあること。
複数の配置技術者を届け出る場合の取扱い	競争参加資格確認申請書を提出する時に、他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者を提出することができる。

配置技術者が他の工事に従事中の場合の取扱い	本工事が配置技術者の専任を要する工事であって、競争参加資格確認申請書等提出時において他の工事に従事中の技術者である場合は、現場施工に着手する日（現場事務所の設置、資機材の搬入等を開始する日）までに確実に専任の技術者として配置可能である場合に限り配置技術者として資格確認のための資料を提出することができるものとする。
同一の者を配置技術者として複数届け出る場合の取扱い	① 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任が必要な工事で落札者として決定された場合、その後に開札が行われた入札は無効として取扱う。 ② 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として資料を提出することは可能であるが、先に開札を実施した配置技術者の専任が必要な工事で低入札価格制度による重点調査が必要となった場合、落札候補者で有る無しに関わらず、この重点調査が終了するまで（開札から落札決定まで）の期間に開札が行われた入札は無効として取扱う。 なお、他工事で落札者となったため、提出した全ての配置技術者を配置できなくなった場合、その後に開札が行われた入札は無効として取り扱う。（速やかに連絡すること。）
配置技術者の変更	落札後、工事の施工にあたって、競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

3. 電子調達システムの利用

入札手続きについては、「松江市電子入札運用基準」により、電子調達システムにて行うものとする。

なお、電子調達システムの稼働時間は、「松江市の休日定める条例」（平成 17 年 3 月 31 日、松江市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時までなので注意すること。

電子入札によりがたい者は、別に指定する紙入札方式参加承認願を契約検査課に提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

4. 競争参加資格申請に関する事項

（1）申請書等の提出

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

ただし、紙入札によることについて、発注者の承認を得た場合は、申請書等を郵送等により提出することができる。（郵送等による資料の提出については、松江市電子入札運用基準第 8 の規定によること。）。なお、受付期間内に申請書に関する書類を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

また、特別共同企業体の場合は、申請書等に加えて入札公告「5. 入札手続き等」中「(1) 特別共同企業体に関する書類」に示す書類を提出しなければならない。

申請書等一覧

	申請書等	様式	添付資料	備考
1	競争参加資格 確認申請書	備考を 参照		電子調達システムによる。紙による申請の場合は、様式第 1 号。
2	施工実績調書	第 2 号	● CORINS の工事カルテの写し、(CORINS の登録がない場合は、発注者が発行する証明書等) ● 工事成績評定通知書の写し	
3	配置技術者届	第 3 号	監理技術者及び主任技術者について ● 資格が確認できる資格者証等の写し ● 技術者と所属会社との直接的な雇用関係が確認できるもの（以下のいずれかの書類。写し可）。専任の場合は 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できること。 (1) 所属会社の雇用証明書 (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） (3) 監理技術者資格者証 (4) 上記に準ずる資料（所属会社名及び雇用関係が確認できるもの） ● 実地完成を確認できる資料等（従事中の工事の契約工期が残っている場合等） ● 他の工事において専任の主任技術者として配置している者を、この公告の工事の主任技術者として予定する場合は、他の工事の発注者が発行した「専任を要する主任技術者の兼務を承認した書面」を提出すること。	入札公告及び本書に掲げる基準を満たす者に限る。 雇用証明書は任意様式可。（入札情報サービス（PPI）各種情報に参考様式を掲載） ※電子調達システムにより提出する場合は、押印省略可。
4	業態調書	第 4 号		該当がない場合は、その旨を記載すること。
5	その他			特に必要な書類がある場合は、入札公告に記載する。

(2) 提出書類の省略

施工実績調書に記載した内容を証明する書類、及び業態調書については、事前に提出済みの

場合は省略することができる。ただし、事前に提出済みの施工実績が必要な条件を満たしていない場合は、他の施工実績の提出を求めることがある。

(3) 申請書等の様式の入手方法

入札情報サービス（PPI）の「各種情報」からダウンロードすること。なお、やむを得ない場合に限り、契約検査課においても配布を行う。

(4) 競争参加資格確認通知書

申請書等を電子調達システムにより提出後、競争参加資格確認通知書を同システムにより送付するが、これをもって参加資格を確認するものではない。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。
- 説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内（休日を除く）に、書面を契約検査課に提出しなければならない。
- 説明を求めた者に対しては、書面が提出された日の翌日から7日以内（休日を除く）に書面により回答する。

5. 設計図書等に関する質問

設計図書に関して質問のある者は、入札公告に記載された質問書提出期限までに電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札によることについて、発注者の承認を得た場合は契約検査課にFAXにより提出すること。

回答は、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

6. 入札手続き等

(1) 入札書の提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札によることについて、発注者の承認を得た場合は、公告に記載された開札日時に松江市役所入札室まで持参すること。

なお、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（この場合、1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、消費税地方消費税に相当する額を除いた金額

を入札書に記載すること。

(3) 入札回数

入札回数は再入札を含めて 2 回までとする。

(4) 工事費内訳書の提出

- ① 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出すること。
- ② 工事費内訳書には、設計図書の工事数量総括表記載の全項目について金額を記載すること。
- ③ 工事費内訳書の合計金額は、1 回目の入札金額に合わせるものとする。

(5) 入札の辞退

競争参加資格確認申請書提出後の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、入札辞退を認める。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

入札辞退者は、電子調達システムにより手続きを行うこと。

7. 入札の無効

次の入札は無効とする。ただし、⑪～⑰については、紙入札の場合とする。

- ① 競争参加資格のない者がした入札
- ② 本件工事の入札に関する条件に違反した入札
- ③ 同一人が同一事項について 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- ④ 明らかに談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 虚偽の申請書を提出した者の入札
- ⑥ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届出た者のした入札
- ⑦ 商号又は名称が記載されていない工事費内訳書を提出した者がした入札
- ⑧ 内容が未記入、又は不備のある工事費内訳書を提出した者がした入札
- ⑨ 一括値引き表示のある工事費内訳書を提出した者がした入札
- ⑩ 設計図書の工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としている者のした入札
- ⑪ 金額の記入がない入札書による入札
- ⑫ 金額を訂正した入札書による入札
- ⑬ 入札書の工事名又は工事場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
- ⑭ 入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書による入札
- ⑮ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- ⑯ 入札者の押印のない入札書による入札

- ⑰ 入札者の押印のない工事費内訳書を提出した者がした入札（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印不要）

8. 入札の失格

次の場合の入札は失格とする。

- ① 入札書等の提出期日までに入札書等又は辞退届を提出しなかった場合。
- ② 工事種別を問わず、低入札価格調査制度によって落札決定され契約した案件がある事業者が、その契約後同一年度内に調査基準価格未満の応札を行った場合。

9. 開札等に関する事項

（１）開札等に関する事項

入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札者全員に通知するとともに、入札（落札）結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

（２）立会人に関する事項

紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。電子入札において、開札に立会う場合は、競争参加資格確認申請書受付票の写しを持参すること。

10. 契約条項を示す場所

場所	松江市ホームページ（ https://www.city.matsue.lg.jp/ ）の例規集に掲載する。
契約条項	「松江市建設工事請負契約書」による。

11. その他

- ① 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の入札費用は入札者の負担とする。
- ③ 落札者は、下請負人については市内に主たる営業所を有する者（市内業者）と契約すること。ただし、適切に施工できる市内業者がいない特殊な工事等を請け負わせまた委託する場合は、この限りでない。
- ④ 落札者（随意契約にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金額の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定（随意契約にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と合わせて通知すること。なお、通知書の様式については、入札情報サービス（PPI）

の各種情報からダウンロードすること。

- ⑤ その他、詳細不明の点については、下記 1 2. の問合せ先に照会すること。

1 2. 問合せ先

松江市財政部契約検査課

所在地 〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5403

FAX 0852-55-5570